

在宅高齢者訪問理美容サービス事業者契約チェックシート

年 月 日

- ☐立川市在宅高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱を遵守します。
- ☐厚生労働省通知出張理容・出張美容に関する衛生管理要領を遵守します。
- ☐理容師・美容師どちらかの国家資格を持っています。もしくは、持っている者を雇っています（資格免許のコピーを添付）。
- ☐寝たきりの方へのカットに対応できます。
- ☐立川市内全域に訪問が可能です。
- ☐（理容師法・美容師法）施行令第4条第1項に該当しない方には、訪問理美容サービスを提供しません。
- ☐訪問日は、利用者の希望に沿う努力をします。
- ☐毎月末締めで、翌月末日までに一ヶ月分の実績報告・請求を行います（毎年、3月分の実績報告・請求は、翌月10日までにを行います。）。
- ☐請求する理美容券の番号など必要な場合は、事業者側で控えを取ります。
- ☐請求書は、事業者側ですべての書式を整えます。
- ☐市から支払われる「出張費」をカット代など、目的外の用途に充当しません。

以上の内容を確認の上、立川市在宅高齢者訪問理美容サービス事業の契約事業者として指定を受けたいので申し出ます。なお、本申出書及び契約内容と事業の実施内容に相違があった場合は、指定を取り消されても異議ありません。

事業者

事業所所在地

事業所名

代表者役職・氏名

連絡先

印